

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル
中東編



2009年3月

適用される。さらに、被用者が、主にフリーゾーン区域内で雇用されている場合、これ以外にも当該フリーゾーンの規則が適用される場合がある。

労働法の下で、被用者は、雇用者の秘密情報を第三者に一切開示してはならない。これを開示する行為は、即時解雇の理由となる契約違反であり、この場合、事前通告なしに被用者を解雇することができる。

3. パッシングオフ（詐称通用）に対する権利

UAE は、大陸法系の国家である。従って、UAE 法の伝統には、パッシングオフに関する法律が存在しない。

4. 不正競争

UAE の法 1993 年 18 号の商取引法では多数の商取引上の法上の争点について規定している。それは、流通および代理店契約、商品の輸送および保管の条件、交渉可能な契約書などである。また、権利条項の保持、責任条項の制限・除外、破産・清算、そして国際貿易条件の定義などが規定されている。

また、商標法に加えて商取引法第 66 条を、商標権の保有者は権利侵害者に対して民事訴訟により損害賠償の請求ができるということという際に権利侵害者に対する法的な通告 (Legal Notice) に入れることが通常、勧められる。

第 7 節 技術移転

1. 政府の政策

UAE は、ペルシャ湾の入り口付近、アラビア半島南東部の縁に沿って、ほぼポルトガルに相当する面積を占める。UAE は、オマーン及びサウジアラビアと国境を接し、次に近い隣国であるイランとペルシャ湾をはさんで隣接する。

近年における同国の急速な近代化は、1970 年初頭からの、同国の膨大な埋蔵石油及びガスの商業的開発によるものである。石油及びガスは、引き続き、同国の輸出収入の大きな割合を占め（、石油の大半及び天然ガスのほぼすべてが日本に輸出されてい）るものの、同国経済の基盤となっているのは、引き続き、国際貿易のハブとしての同国の地理的位置である。国際貿易及び流通センターとしての UAE の役割は、現在、いくつかの大規模インフラ開発、なかんずく、自由港と及びフリーゾーンの開発により、さらに強化されている。

同国の戦略的位置を考慮すると、UAE に、十分に整備され、その多くが、拡大する貿易ニーズに対応するために拡張された多様な自由港が存在することも意外なことではない。こ

これらの自由港の存在に加え、ドバイ首長国にある複数の先進的なフリーゾーンも重要である。これらのフリーゾーンに存在する流通インフラにより、これらのフリーゾーンは、中東地域のみならず、世界全体の製造業（技術移転を伴う）、積み替え、保管及び流通ハブとして、極めて魅力的である。

同国に設置された多数のフリーゾーンは、同国の輸出量及び再輸出量を大幅に拡大した。UAE は、（香港及びシンガポールに次ぐ）世界で三番目に重要な再輸出センターに成長し、再輸出貿易は、UAE における貿易部門全体のおよそ三分の一を占める。

UAE には、UAE への技術移転に関する連邦レベルの公表された政策が存在しない。UAE の各首長国は、現在、それぞれの首長国に投資家を誘致するため、独自にフリーゾーンを開設しており、このため、このようなフリーゾーンへの直接投資、合併事業契約又は実施／使用許諾契約を通じて技術移転が行われている。

2. 租税

UAE には、連邦税法が存在せず（各首長国に、自国の税法を制定する権限がある）、従って、UAE の連邦レベルでは、個人所得税、キャピタルゲイン課税、付加価値税、源泉徴収税型又は法人税が課税されていない。フリーゾーンに設立された会社は、50 年間の租税免除の適用を受け、これをほぼ同じ期間延長できるため、納税義務が存在しない。フリーゾーンの区域外に本拠を置く会社には、理論上は、1969 年ドバイ所得条例にもとづいた法人税の納税義務がある。同条例によれば、すべてのドバイ企業（又は企業の支店）は、収入に対し、最高税率 55%の累進税を支払わなければならない。しかしながら、ドバイでは、銀行及び石油会社を除き、法人税が課税も納税もされていない。UAE ではロイヤルティ収入は課税されることがない。さらに、UAE は、様々な国々と、二重課税防止条約を結んでおり、このことも、多くの投資家に恩恵を与えている。また、フリーゾーン区域内では、収入／所得の他国への返還も制限されていない。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。